

西京極総合運動公園の屋外トイレに係る誰もが使いやすくなる提案及び改修業務 委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

西京極総合運動公園の屋外トイレを誰もが使いやすくなる提案及び改修業務
(以下「本業務」という。) 委託

2 目的

西京極総合運動公園は、京都府内随一のスポーツ施設が集積した公園であり、多様な世代の様々なスポーツ競技大会等が開催され、賑わっている一方で、スポーツとの関わりが少ない方にとっては、来園する機会が乏しい状況となっている。

このため、同公園の持つ「京都のスポーツの要」としての機能を更に磨き上げ、その認知度を活かして、多様な世代が、気軽に集い、つながり、交ざり合える、誰もが訪れたいくなるウェルビーイングな公園となることを目指すこととしている。

本業務は、同公園がウェルビーイングな公園となることを目的として、子育て世代や子どもが安心して利用できる屋外トイレとなるような提案を求め、改修することを委託するものである。

3 業務対象箇所

(1) 所在地

京都市右京区西京極新明町

西京極総合運動公園内 わかさスタジアム京都外野席西側トイレ

(別紙3)箇所図、(別紙4)図面及び写真参照)

(2) 概要

対象箇所は、西京極総合運動公園の屋外3施設(野球場、陸上競技場兼球技場及び補助競技場)に挟まれた公園中央部分に位置するが、トイレ周辺の樹木が鬱そうとしており、園路からトイレを認知しにくい状況にある。

なお、外野席東側のトイレについては、令和6年度に子育て世代や子ども等が安心して利用できるよう、洋式化や美装化等、改修を行った(別紙5)図面及び写真参照)

4 履行期間

契約の日から令和9年3月26日(金)まで

第2章 業務内容

わかさスタジアム京都の外野席西側トイレについて、子育て世代や子どもをはじめ、誰もが安心して、楽しく利用できるよう、洋式化や美装化等、改修を行うこと。改修に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 別紙3にある外野席門扉を開放し、園路から自由にベビーカーや車いす等でも利用できるよう、段差解消等行うとともに、別途、外野席に常時入れないように門扉等設置すること。ただし、野球大会等の開催により、園路からの利用を停止する場合がありますことに留意すること。

- (2) 和式トイレは洋式化すること。また、利用者の利便性の向上の観点から、提案者において最適と想定される便器等の配置案や穴数を提案すること。
- (3) 屋根についても防水や美装等、必要な改修を行うこと。
- (4) 子育て世帯が利用しやすく、また、明るい雰囲気子どもが安全に利用できるような工夫を凝らすこと。
- (5) トイレ外壁に株式会社わかさ生活のキャラクター「ブルブルくん」等のイメージ（イメージデータは提供予定）を使用した銘板を取り付けること。銘板については、取り付け前にイメージを作成し、本市の承認を得ること。
- (6) 搬入、設置、配線、調整等について係る費用については全て見積もりに含むこと。また、この仕様書に記載がなくても、稼働上当然必要となるものは含めて見積りすること。
- (7) 発生した産業廃棄物については、受託者の責任において適切に処理し、必要に応じて産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、産業廃棄物が適正に処理されたことを報告すること。

第3章 業務の実施

1 業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに書面により報告を行うこと。また、スポーツ施設・公園の運営に大きな影響が生じないよう、必要に応じて、指定管理者と調整を行うこと。
- (3) 設置に当たっては、事前に本市に連絡しその指示に従うこと。また、設置に際しては細心の注意を払い、施設等に損傷を与えないこと。万一、損傷を与えた場合は受託者の責において復旧すること。
- (4) 機器の不良、不備による補修又は取替えを行う場合は本市に充分説明し、その了承を得たうえで、適宜必要な処置を行うこと。
- (5) 検査合格については、本市及び施設管理者等関係者の立会のうえ、確認を行うこと。検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。
- (6) 本業務の遂行に当たっては、本市、施設管理者及び関係機関等と連携を図り、管理に支障がないような内容となるよう、調整すること。
- (7) 業務完了後、以下の書面を提出すること。
 - ア 改修や設置にかかる図面（書面及び可能であれば PDF 等閲覧用データ）
 - イ 完了通知書
 - ウ 納入届
 - エ 請求書
 - オ その他、本市が指示するもの

2 その他

- (1) 法令順守
本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(2) 業務の完了について

受託者は、委託期間内に本市が認める業務が完了しない場合、本市と協議のうえ、代替方法を検討し、必要な環境を整えること。なお、それに係る費用は受託者が負担すること。また、利用方法の説明を行い、本業務の完了とすること。

(3) 資料提供

受託者には、参考として、本市が所有している図面等、各種データを可能な範囲で提供する。

(4) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(5) その他

この仕様書の定めがない事項が生じた場合やこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行い、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

業務対象箇所

別紙3



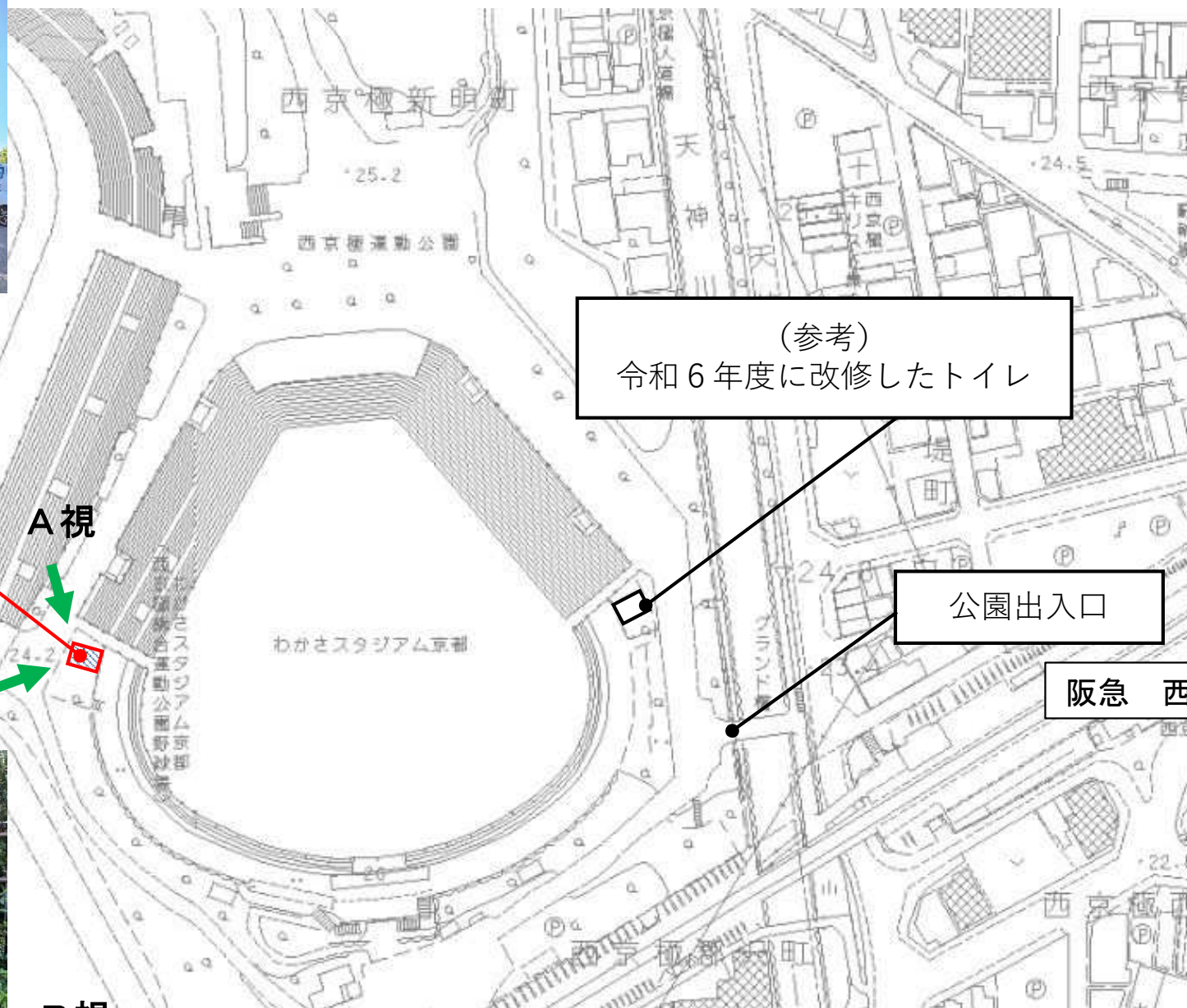
A 視

業務対象
トイレ

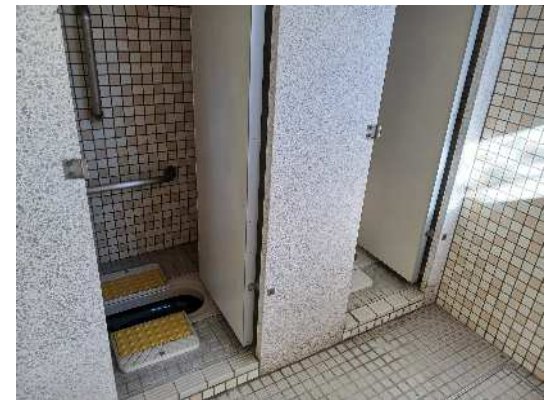
外野席門扉



B 視

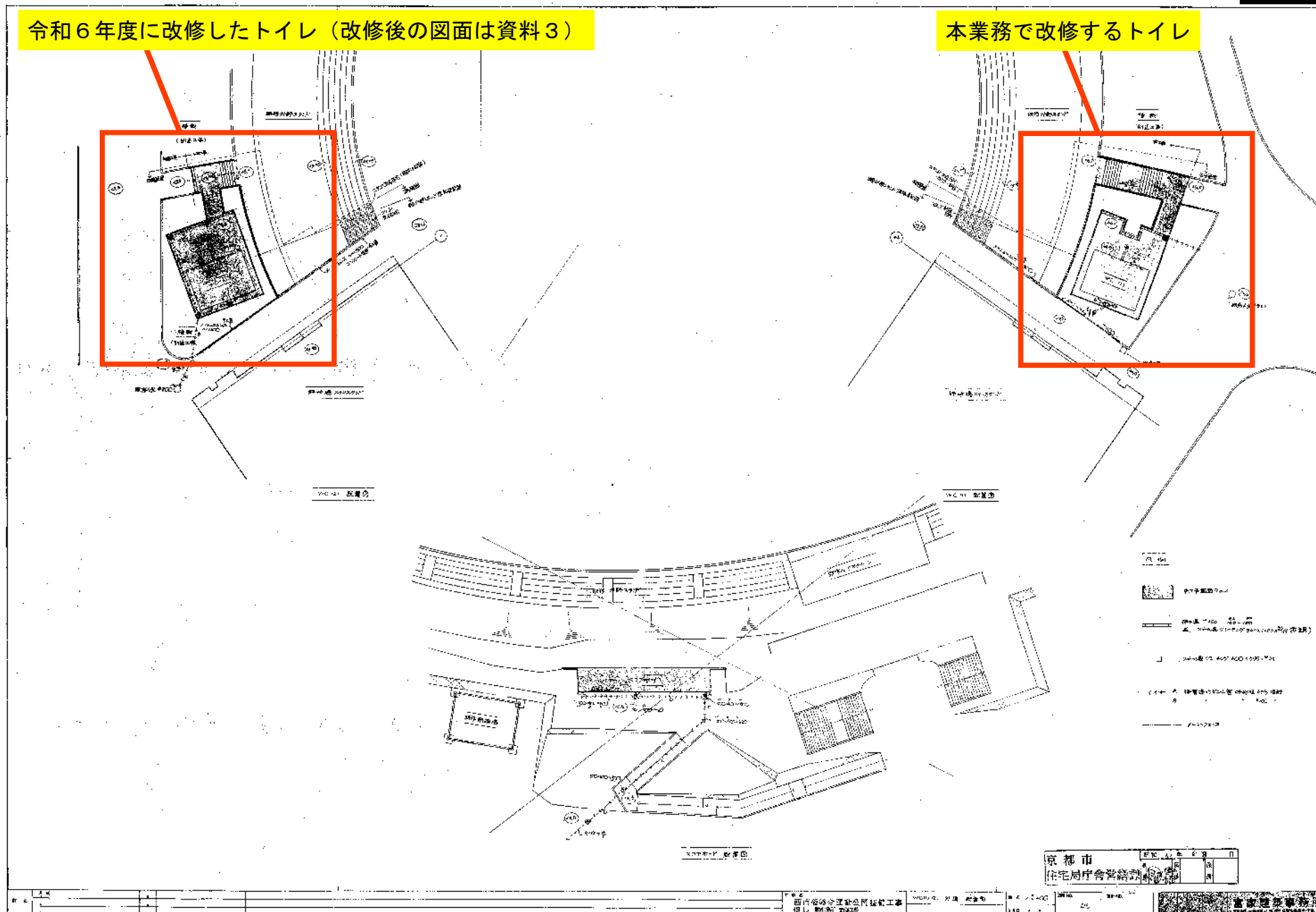


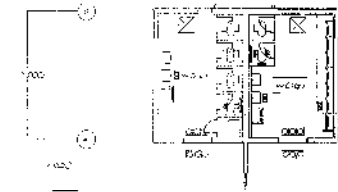
トイレの様子



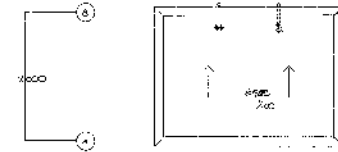
令和 6 年度に改修したトイレ（改修後の図面は資料 3）

本業務で改修するトイレ

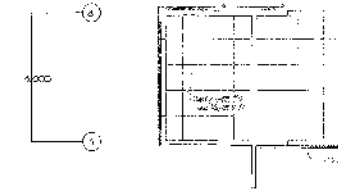




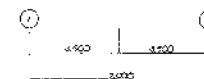
1/200 平面图 (主厅及主厅周边)



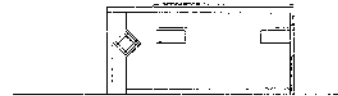
1/200 平面图 (主厅及主厅周边)



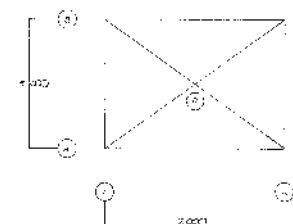
1/200 平面图 (主厅及主厅周边)



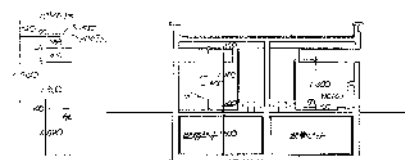
主厅立面



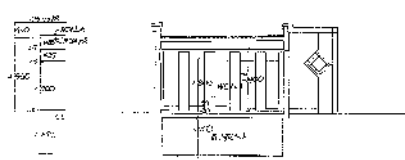
主厅立面



主厅立面 尺寸表		
①	3,000	6,000
②	3,000	6,000
③	3,000	6,000
④	3,000	6,000
⑤	3,000	6,000
⑥	3,000	6,000
⑦	3,000	6,000
⑧	3,000	6,000
⑨	3,000	6,000
⑩	3,000	6,000
⑪	3,000	6,000
⑫	3,000	6,000
⑬	3,000	6,000
⑭	3,000	6,000
⑮	3,000	6,000
⑯	3,000	6,000
⑰	3,000	6,000
⑱	3,000	6,000
⑲	3,000	6,000
⑳	3,000	6,000
㉑	3,000	6,000
㉒	3,000	6,000
㉓	3,000	6,000
㉔	3,000	6,000
㉕	3,000	6,000
㉖	3,000	6,000
㉗	3,000	6,000
㉘	3,000	6,000
㉙	3,000	6,000
㉚	3,000	6,000
㉛	3,000	6,000
㉜	3,000	6,000
㉝	3,000	6,000
㉞	3,000	6,000
㉟	3,000	6,000
㊱	3,000	6,000
㊲	3,000	6,000
㊳	3,000	6,000
㊴	3,000	6,000
㊵	3,000	6,000
㊶	3,000	6,000
㊷	3,000	6,000
㊸	3,000	6,000
㊹	3,000	6,000
㊺	3,000	6,000



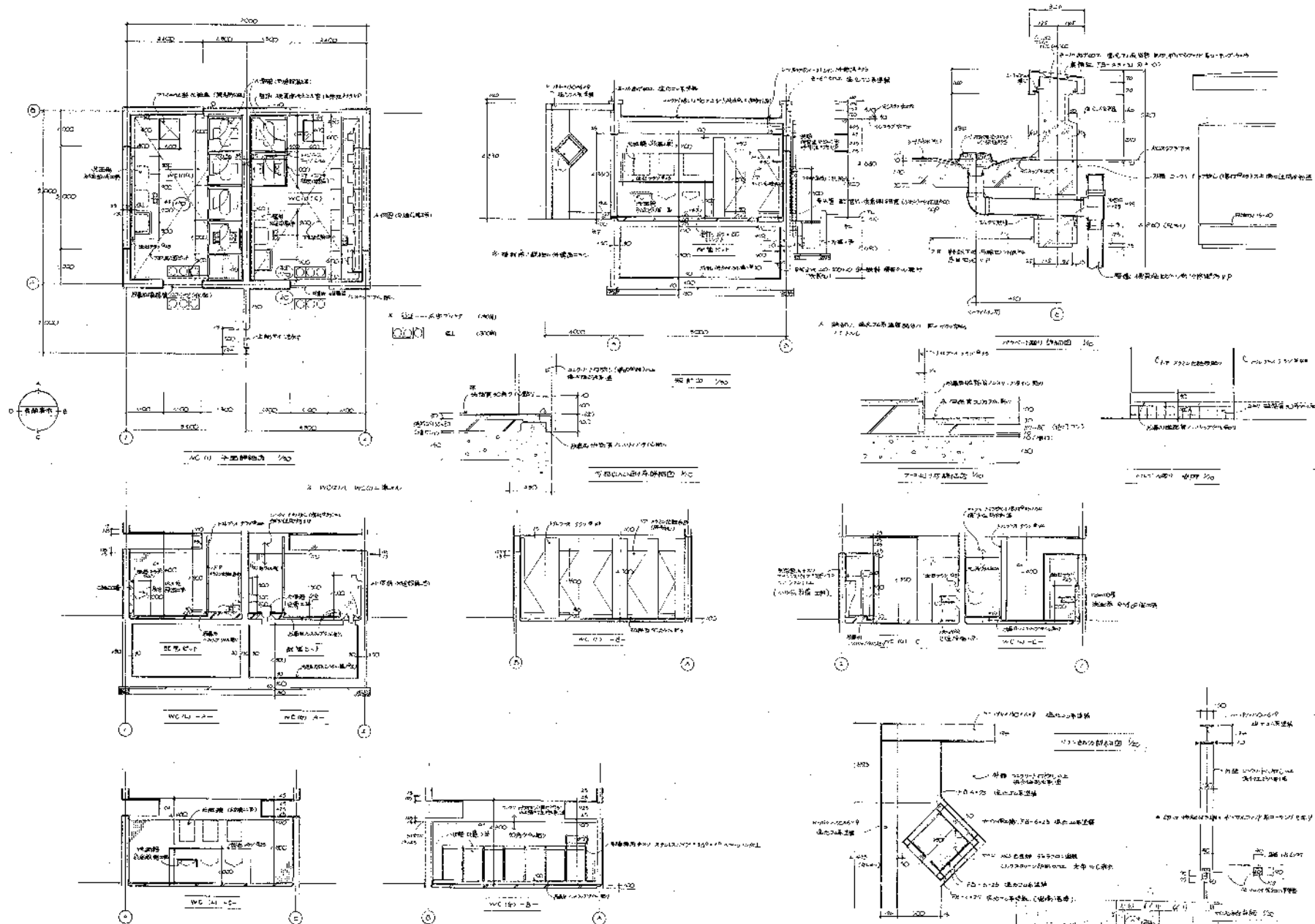
主厅立面

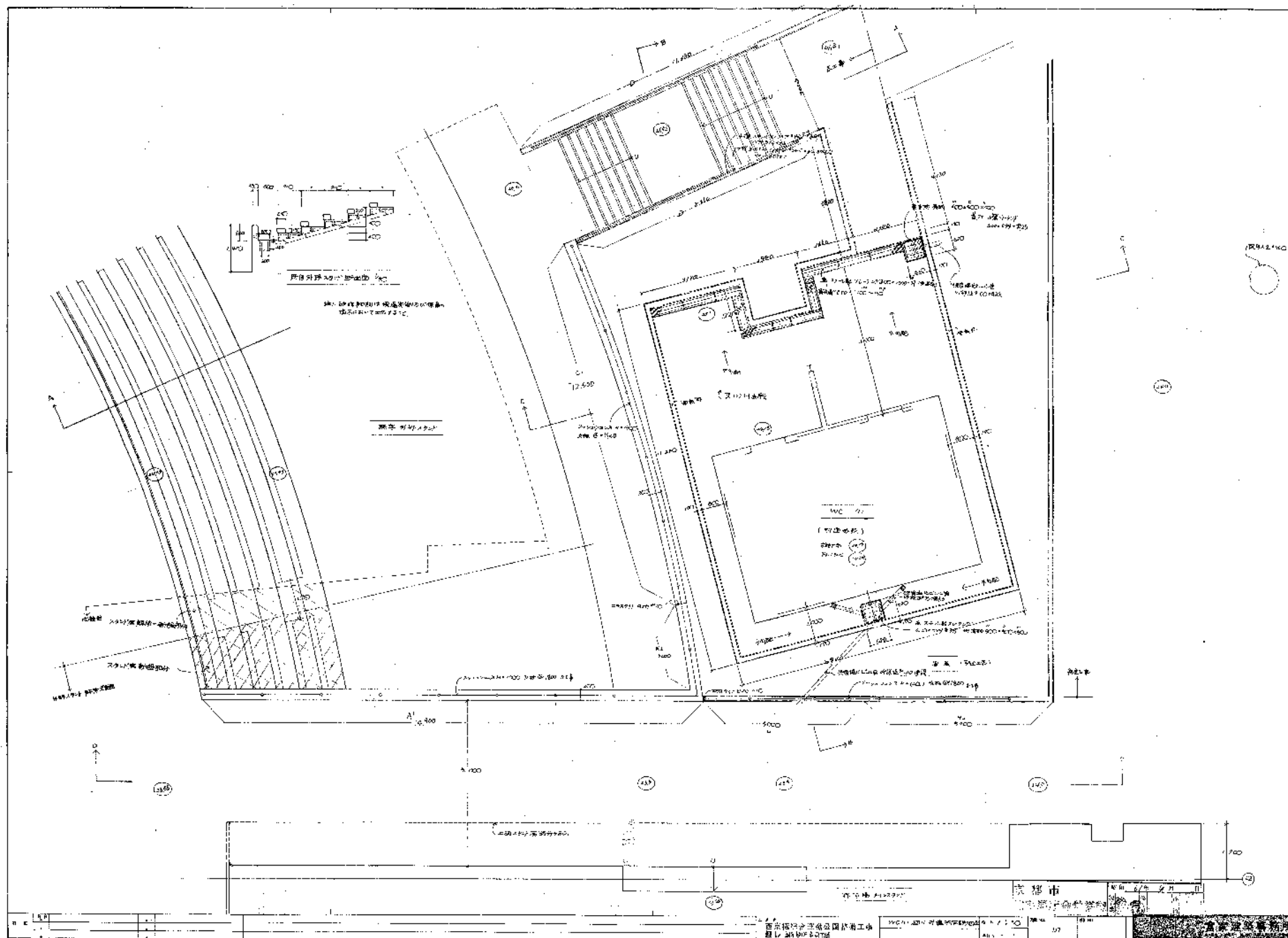


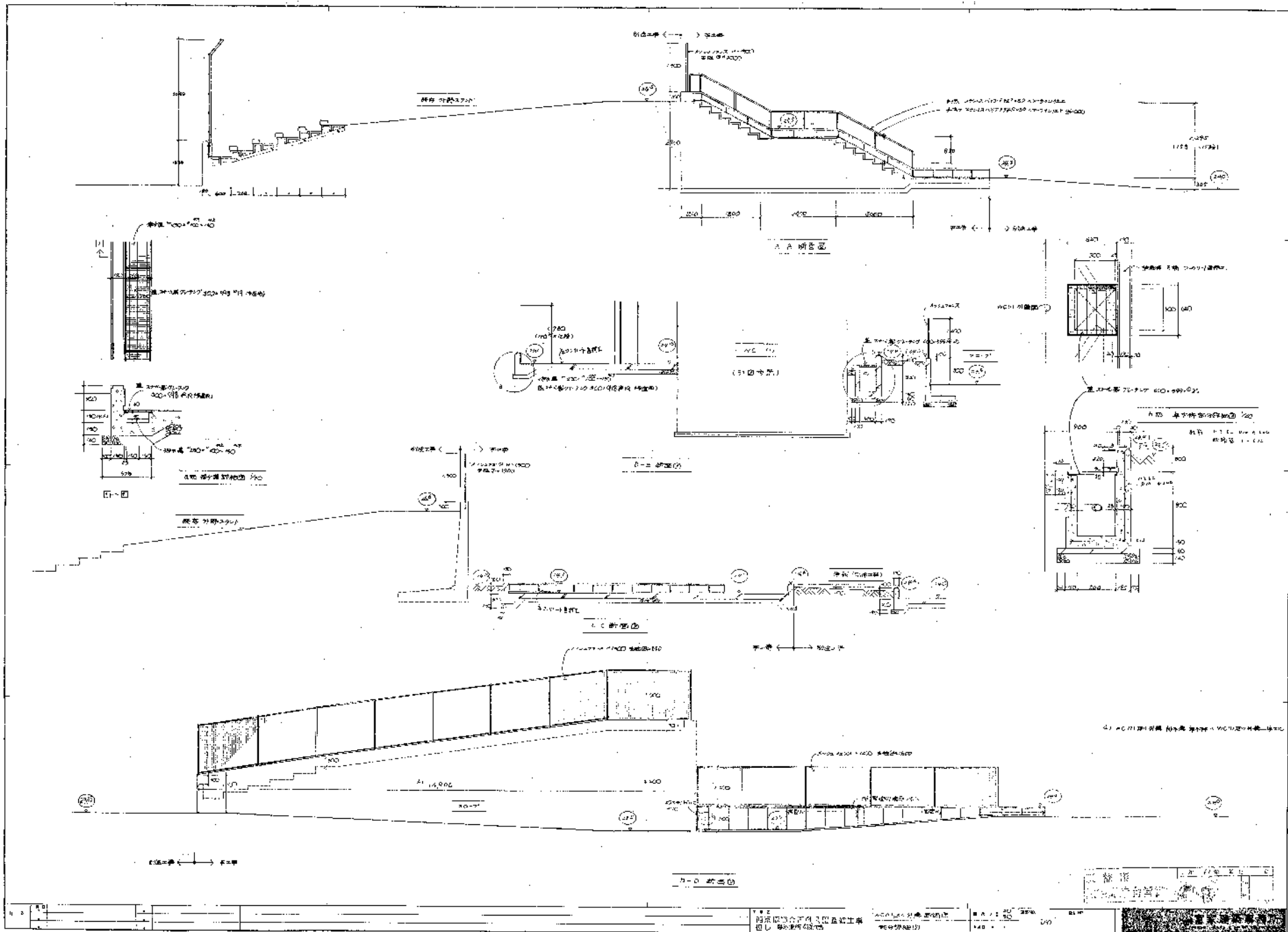
主厅立面

外部尺寸表	
名称	主厅立面
材料	主厅立面
外 墙	主厅立面
内 墙	主厅立面
地 板	主厅立面
天花	主厅立面
门窗	主厅立面
楼梯	主厅立面
电梯	主厅立面
其他	主厅立面
备注	主厅立面

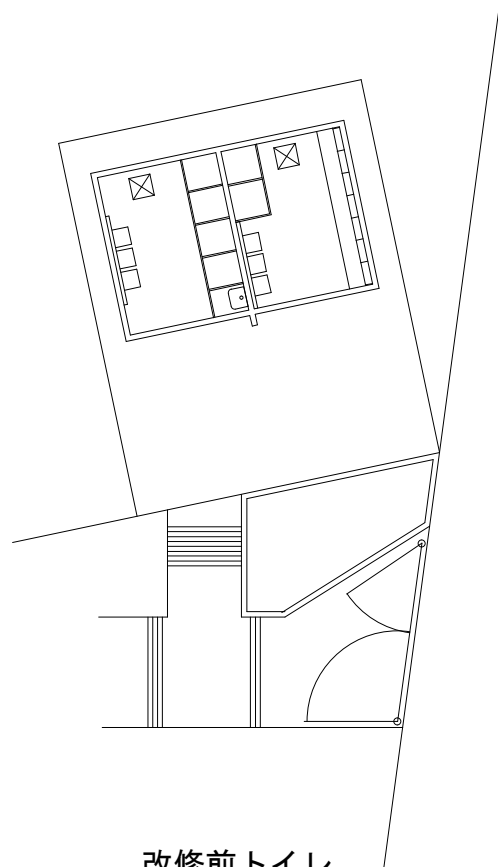
主厅立面	
名称	主厅立面
材料	主厅立面
外 墙	主厅立面
内 墙	主厅立面
地 板	主厅立面
天花	主厅立面
门窗	主厅立面
楼梯	主厅立面
电梯	主厅立面
其他	主厅立面
备注	主厅立面



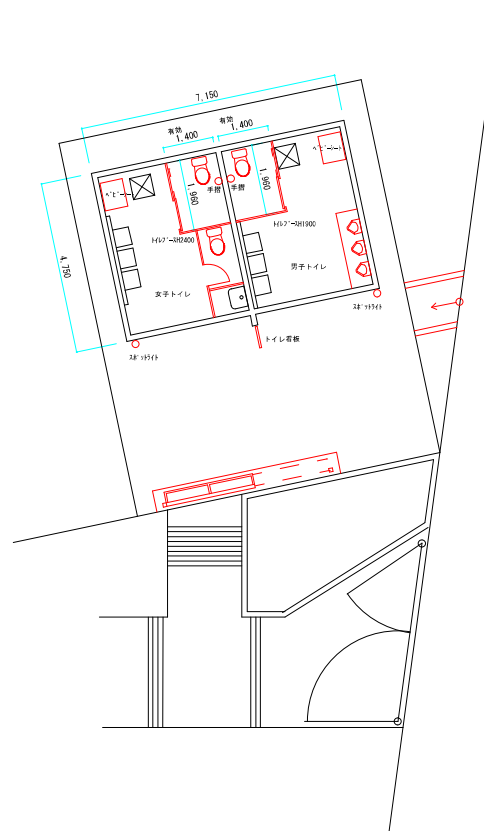




(参考) 外野席東側トイレ改修後図面



改修前トイレ



改修後トイレ

改修後のトイレの様子

